未成年後見事件申立必要書類　（チェックリスト）

未成年後見事件の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足，不備がありますと，追加提出をお願いすることになりますので，よく確認の上，提出してください。

1　申立書類

□	申立書
□	申立事情説明書，親族関係図，親族の意見書
□	未成年後見人候補者事情説明書
□	財産目録　※未成年者が相続を予定している場合は，「相続財産目録」も提出してください。
□	収支予定表

2　添付書類

□	親権を行う者がいないことを証する資料	親権者死亡の記載がされた戸籍（除籍，改正原戸籍）の謄本（全部事項証明書）。あるいは，行方不明の事実を証する資料（戸籍附票等）等
□	未成年者	戸籍謄本（全部事項証明書），住民票又は戸籍附票
□	候補者	戸籍謄本（全部事項証明書），住民票又は戸籍附票
□	申立人	親族の場合，戸籍謄本（全部事項証明書）。利害関係人の場合，利害関係を証する資料

共通する戸籍謄本，住民票等は1通で構いません。**個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しなようにご注意ください。**

未成年者の財産についての資料

□	（不動産）	不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税評価証明書） ※売却を予定している不動産については，不動産登記事項証明書，固定資産税評価証明書の両方を提出してください。 ※固定資産税評価証明書については，物件及び不動産評価額の記載のある固定資産税納税通知書のコピーの提出でも結構です。	不動産登記事項証明書は，法務局でお取り寄せください。 固定資産税評価証明書は，市町村役場税務課でお取り寄せください。
□	（預　金）	預貯金の通帳・証書のコピー（過去1年分のコピー） 総合口座通帳について、定期預貯金の預入がない場合でも定期部分のコピーも提出してください。	コピーについては，「コピーの取り方」を参考にしてください（以下同じ）。
□	（有価証券）	有価証券等のコピー，又は証券会社発行の取引残高明細書のコピー	有価証券については表裏全部をコピーしてください。
□	（保　険）	各種保険契約の保険証券のコピー	保険証券の表裏全部をコピーしてください。
□	（負　債）	未成年者が債務者，連帯債務者，保証人，連帯保証人となっている負債について，その具体的な内容を示す資料のコピー	例えば，金銭消費貸借契約書，住宅ローン契約書，保証書，返済計画一覧表などのコピー

未成年者の収支についての資料

□	（収　入）	年金・手当額通知書，確定申告書，給与明細書，配当金支払明細書等のコピー	未成年者の収入を示す資料のコピーを提出してください。
□	（支　出）	教育・学校関係費の納付書，税金・社会保険の通知書（納付指示書），請求書等のコピー	未成年者に関する支出を示す資料のコピーを提出してください。

従前から，金銭出納帳，家計簿等をつけている場合は，金銭出納帳，家計簿等のコピーも提出してください。

3　費　用

□	収入印紙	800円	未成年者1人につき800円です。
□	郵便切手	500円 ×　2枚 350円 ×　1枚 110円 × 10枚 10円 ×　5枚	審理中の通信費用となります（不足の場合，追加をお願いすることがあります。）。 郵便切手・収入印紙は裁判所では販売していませんので、郵便局等で購入してください。

4　その他

□ 印　　鑑（認印で可。申立書に押印したものを持参してください。）

※　必読書類

□「未成年後見人の仕事と責任について」